

第2章 各種環境施策

第1節 低炭素社会の構築



地球温暖化が世界的に大きな問題となっており、国連が設置した気候変動に関する政府間パネル(IPCC)によると、世界の平均気温は産業革命前と比べ、既に1度上昇しており、このままでは2030年から2052年の間に1.5度上昇すると予測されています。また、気温上昇により、猛暑や豪雨などの極端な気象現象が増え、気象の変化に伴う洪水や干ばつなどの災害が深刻化すると分析されています。

気温の上昇を抑えるためには、CO₂などの温室効果ガスの排出量を大幅に削減すること(「緩和策」)が必要です。また、最大限の努力を行ったとしても、温暖化の進行はすぐには収まらず、当面は温暖化が進行すると予測されており、その影響を回避、軽減する取組み(「適応策」)も重要であるとの認識が国際的に広がっています。平成30年6月には、市町村に地域気候変動適応計画策定の努力義務を課すことなどを定めた気候変動適応法が制定され、地域での適応の強化の重要性が示されました。

大阪市では、平成29年3月に地球温暖化対策実行計画を改定し、再生可能エネルギー*の利用促進や、市民・事業者の省エネルギー・省CO₂などの緩和策に加え、暑熱対策など、気候変動の影響への適応策についても同計画に位置付けたところであり、これらの取組みによって安全・安心で持続可能な低炭素社会の構築をめざします。

1 市域における取組み

(1) 低炭素社会の構築に関する計画等

平成23年3月に策定した、おおさか環境ビジョン、大阪市環境基本計画及び大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕に基づき、市域からの温室効果ガス排出量を削減するため、再生可能エネルギーの利用、省エネルギー・省CO₂の推進、エコカーの普及促進などの取組みを進めています。

また、大阪府市エネルギー戦略会議より平成25年5月に受けた「大阪府市エネルギー戦略の提言」及び大阪府環境審議会の答申等を踏まえ、平成26年3月に「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」を策定しました。平成28年7月には、全庁的に

地球温暖化対策を総合的かつ強力に推進するため、市長をトップとする「大阪市地球温暖化対策推進本部」を設置しました。

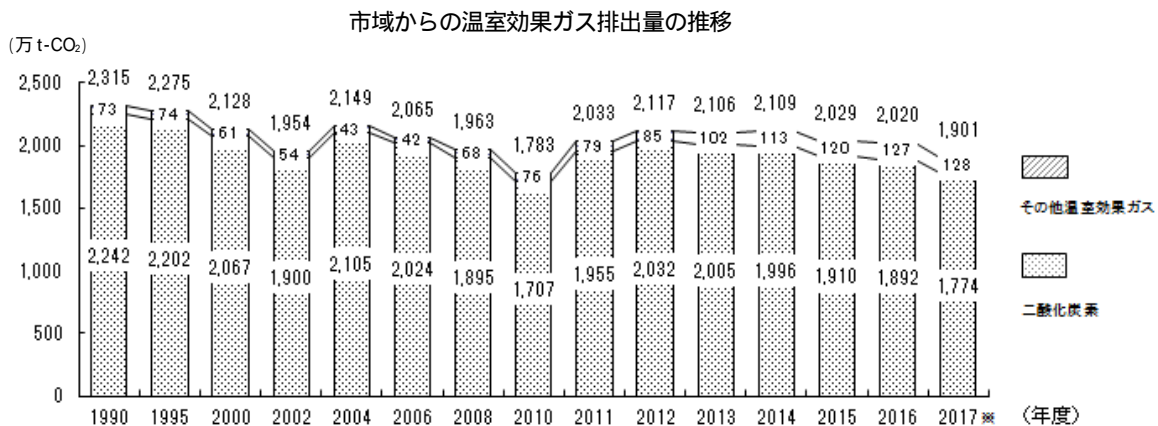
大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕については、国の新たな温室効果ガス削減目標や、気候変動の影響への適応計画などを踏まえて見直しを行い、平成29年3月に改定計画を策定しました。

同計画では、国の温室効果ガス削減目標(2030年度に2013(平成25)年度比26%削減)を上回る、30%の削減目標を設定しています。

(2) 市域からの温室効果ガス*排出量

これまでの地球温暖化対策の取組みにより、2017(平成29)年度における大阪市場からの

温室効果ガス排出量は1990(平成2)年度比で約18%減となっています。



*2017年度排出量は、算定に用いた各種統計等の年報値が未公表のものに、直近年度の値を代用しているため、暫定値。

(3) 大阪市域における部門別二酸化炭素排出量の推移

2017年度に大阪市域で排出された温室効果ガスの約93%は二酸化炭素となっています。

2017年度における部門別排出量を1990年度と比較すると、産業部門(製造業など)、運輸部門(自動車・鉄道)、廃棄物部門はそれぞれ減少していますが、業務部門(オフィスなど)、家庭部門は増加しています。

部門別二酸化炭素排出量の推移

部門	1990年度 排出量 (万t-CO ₂ -t)	2017年度 排出量 (万t-CO ₂ -t)	増減率
産業	1,177	603	▲49%
業務	392	467	19%
家庭	285	405	42%
運輸	320	252	▲21%
廃棄物	67	47	▲31%
合計	2,242	1,774	▲21%

(4) おおさかエネルギー地産地消プランの進捗

2014年3月に策定した、おおさかエネルギー地産地消推進プランでは、太陽光発電の導入等による電力供給力の増加(地産)と、地域特性に応じた需要の削減(地消)をあわせて、2020年度までに新たに府域で150万kWの創出を目指しています。2018年度末時点での進捗は、110.1万kWとなっており、進捗率は73.4%となっています。

(5) 主な取組み

低炭素社会の構築に関しては、次の取組みなどを進めてきました。

市有施設への太陽光発電設備の設置

大阪市では、低炭素なまちづくりを促進するため、市有施設等への再生可能エネルギー等の導入を推進しており、市有施設への太陽光発電設備の導入量の合計は平成30年度末現在、124施設、発電出力は約2,500kWとなっています。

また、小中学校の校舎や体育館の屋上を活用し、民間事業者により太陽光発電設備を設置する、いわゆる「屋根貸し事業」に着手し、平成29年11月に最大335校、14MWの事業提案を公募により決定しました。平成30年度から現地調査を実施のうえ順次設置工事を進め、令和2年度までに完了させる予定です。

「大阪ひかりの森」・「大阪ひかりの泉」プロジェクト

臨海部埋立地の夢洲にある一般廃棄物処分場を活用し、民間事業者と連携して、平成25年11月

から10メガワット規模の大規模太陽光発電(メガソーラー)を導入する事業(「大阪ひかりの森」プロジェクト)を開始するとともに、平成26年2月から、電気自動車(EV)で使用した電池を再利用し、メガソーラーの出力安定化の実証を進めています。

また、平成26年5月からコスモスクエア海浜緑地計画地を活用し、民間事業者と連携して、2メガワット規模のメガソーラーを導入する事業(「大阪ひかりの泉」プロジェクト)を実施しています。



地中熱等導入促進事業

大阪市内は地下水が豊かで、地上には熱需要の高い建築物が集中しているため、地中熱利用の適地と考えられています。平成28年度は、地中熱のひとつである帯水層蓄熱のポテンシャル(市内)に関する情報をマップ化・公開しました。また、産学官連携による実証事業を実施するとともに、帯水層蓄熱利用を促進するため、実証の成果をもとに平成30年8月に、国に対して国家戦略特区による地下水採取規制の緩和を求めた結果、令和元年9月にうめきた2期地区において特区が認められました。

エネルギー面的利用促進事業

大阪市では、平常時の環境性向上と災害時のエネルギーセキュリティ向上をめざして、コージェネ等の自立・分散型エネルギーの導入や建物間を繋ぐネットワーク化によるエネルギー面的利用の推進に取り組んでいます。

船場地区をモデルエリアに、地区内で災害時に必要となるエネルギー需要量の推計や、開発規模に応じたエネルギー融通効果の検討等の調査を行うとともに、地域プラットフォームを構築して、普及啓発を行っています。

ごみ焼却余熱の活用

ごみ焼却工場では、ごみ焼却余熱を利用した発電を6工場全てで実施しており、そのうち近隣施設への蒸気供給利用を3工場で実施しています。平成30年度におけるごみ焼却余熱による焼却工場での発電実績は、約4億7千万kWh/年であり、工場での消費分を除いた関西電力株式会社等への送電電力量は、約3億kWh/年となっています。

下水処理過程で発生する資源の有効利用

下水処理過程で発生する汚泥*や消化ガスの有効利用を進めています。

汚泥の有効利用においては、平成26年4月より、PFI(民間の技術等の活用)による汚泥固形燃料化施設を供用開始し、平成30年度は約8,023tの石炭代替燃料が生成され、火力発電所で有効利用されました。

また、消化ガスの有効利用については、6下水処理場(中浜、津守、大野、海老江、放出、住之江)において、発生した消化ガスのほぼ100%を有効利用しており、うち4下水処理場(大野、海老江、放出、住之江)においては、固定価格買取制度(FIT)を活用した消化ガス発電事業を行っています。

上水道施設における小水力発電

配水池流入水の残存水圧を利用した小水力発電設備を導入し、再生可能エネルギーの利用向上を進めています。

長居配水場、咲洲配水場では発電した電力を配水ポンプ運転用動力の一部として利用することで商用電力の消費を抑制しています。

また、泉尾配水場では、固定価格買取制度(FIT)を活用した全量売電を行っています。

- ・平成16年度 長居配水場
- ・平成25年度 泉尾配水場
- ・平成30年度 咲洲配水場



長居水力発電設備

ESCO事業の推進

ESCO(Energy Service Company)事業とは、ESCO事業者が工場やビル等の施設に対し、省エネルギーに必要な設備改修や維持管理などの包括的なサービスを提供し、そこから生じる光熱水費等の削減額の一部を経費として受け取る事業です。平成30年度は、中央図書館・おとしよりすこやかセンター南部館・おとしよりすこやかセンター東部館・中央卸売市場本場など計10施設において、省エネルギーサービスを実施しています。

市有施設の照明LED化

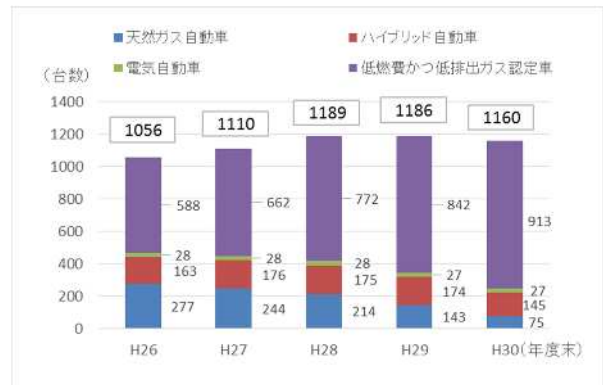
市有施設の省エネルギー化及び光熱費の効果的

な削減を図るため、ESCO事業の手法により市有39施設を対象に照明をLED化する省エネ改修に取り組んでおり、平成30年12月に事業者と契約を締結し、平成31年1月から照明LED化工事に着手しています。令和元年7月末に工事が完了し、次年度以降年間4,200万円の光熱費の削減が見込まれます。(平成29年3月時点の関西電力単価により算定)

エコカーの普及促進

大阪市では、平成30年3月に「大阪市エコカー普及促進に関する取組方針」を策定し、エコカーを公用車に率先して導入するとともに、充電施設などのインフラの設置拡大や情報発信に取り組むことにより、市民や事業者などへのエコカーのよりいっそうの普及に取り組んでいます。平成30年度末時点の全公用車1,867台(エコカーを選定できない車種を除く)のうち1,160台がエコカーとなっています。そのうち次世代自動車は247台(電気自動車27台、ハイブリッド自動車145台、天然ガス自動車75台)低排出ガス車かつ低燃費車は913台となっています。

公用車へのエコカーの導入状況



電気自動車の導入・普及促進

環境局で平成22年度に公害パトロール車として導入した電気自動車2台は「庁内カーシェアリング」として港湾局等と共同利用を行っています。また、全区役所に配備されている青色防犯パトロール車両にも電気自動車を採用し、日々の防犯活動においても低炭素化を図っています。

また、電気自動車の普及促進をめざし、令和元年6月末時点で本市関連施設等に倍速充電器を22基、急速充電器を11基設置し、一般開放を行っています(指定管理者等による設置分を含む)。これらの施設の位置情報については、民間事業者に提供し、カーナビゲーションシステムなどを通じて発信しています。

燃料電池自動車普及事業

関西圏の行政機関や民間事業者で構成する「関西FCV・インフラ整備推進連絡会議」に参加し、水素ステーション整備状況などの情報共有を行っています。また、在阪の行政機関や民間事業者で構成する「大阪次世代自動車普及促進協議会」に参画し、平成27年1月に策定した「大阪府内における水素ステーション整備計画」に基づき、水素ステーション整備事業者に対する支援を行っています。平成29年2月には、同計画を改訂し、新たな目標として、令和7年度までの目標を府内で28か所と定め、普及拡大に取り組んでいます。平成30年度末現在の水素ステーション数は、府内7か所、うち市内3か所となっています。

水素の需要拡大等に向けた取組み

地域の特徴を活かした水素エネルギーの利活用の拡大や水素・燃料電池関連産業振興の機運の醸成に関する今後の方向性を示した「H₂O s a k a ビジョン」の推進体制として、平成28年8月に、大阪府と連携の下、産学官が結集するプラットフォームとなる「H₂O s a k a ビジョン推進会議」を設置し、事業者間の交流やアイデア創出を図るとともに、市民や中小企業に幅広く情報発信をしています。

大阪市としても、わが国有数の需要地であるという地域性や、企業・大学・研究機関の集積地であるという強みを踏まえて、産学官連携による新たな技術開発・実証プロジェクトの検討・立案に取り組んでいます。また、水素に関する正しい知識の普及のため、大阪府や民間企業と連携し、燃料電池バスやFCVの体験試乗イベントの開催など、啓発活動も実施しています。

ライトダウンキャンペーンの実施

省エネを進めるため、外壁等をライトアップしている建物・施設に対し、ライトダウン（消灯）を呼びかけています。平成30年度は環境省のライトダウンキャンペーンと連携して、6月21日（夏至の日）・7月7日（七夕・クールアースデー）の両日などを対象にライトダウンを呼びかけ、本市及び関連施設では延べ278施設で省エネルギー・省CO₂の取組みを行いました。

フロン対策

大阪市では自動車リサイクル法に基づき、引取業者（使用済自動車の引取りを行う事業者）及びフロン類回収業者（カーエアコンからフロン類を回収する事業者）の登録事務を実施しています。また、フロン排出抑制法に基づいて市有施設において空調機器等の点検や、機器の更新を行うこと等により、使用時のフロン漏えい対策に取り組んでいます。

公共建築物等における木材利用促進

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を受け、大阪市においても、木材の利用は地球温暖化防止や資源循環型社会の形成にも貢献するとともに、市民へのやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な空間の提供及びヒートアイランド現象の抑制に有用であるため、平成28年3月に「大阪市公共建築物等における木材利用基本方針」を策定し、木材の利用促進に取り組んでいます。

また、2019年度税制改正において創設された森林環境譲与税を活用し、新たに国産木材の利用促進や普及啓発等の事業を実施しています。

事業者の環境負荷低減活動推進モデル事業（愛称：えこのわ）

地域の事業者による自主的な省エネ等の環境負荷低減活動に関する、任意の報告制度を平成29年3月より実施するとともに、平成30年度末時点で、2事業者団体と連携協力に関する協定を締結しています。

引き続き、協定締結団体及び参加事業者の拡大を図っています。



「えこのわ」ロゴマーク

おおさかスマートエネルギーセンター

再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率的な利用の促進を図る拠点として、大阪府とともに「おおさかスマートエネルギーセンター」を平成25年4月に設置しています。センターでは、省エネ機器の導入及び住宅・建築物の省エネ化をはじめ、創エネ・蓄エネ対策にかかる質問や相談をワンストップで受けるとともに、設備導入にかかる各種支援制度の紹介、新エネルギー関連産業の振興に取り組んでいます。

気候変動への適応

大阪市では、平成29年3月に地球温暖化対策実行計画を改定し、暑熱対策など、既に実施している施策のうち気候変動の影響への適応策に関連するものを集約・整理し、同計画に位置付けています。

また環境省が実施する「地域適応コンソーシアム事業*」に参画し、熱ストレスの増大による都市生活への影響についての調査に協力しています。

2 大阪市役所における取組み

(1) 「大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」

大阪市では、これまでもさまざまな温室効果ガス排出量削減の取組みを進めてきましたが、自らの事務事業に伴う温室効果ガスの排出量が市域の温室効果ガス排出量の約6%を占める事業者であることから一層の取組みを進めるため、2020年度を目標年度とする「大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」(平成31年3月改定)に基づき、積極的に温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

計画の期間

2020年度までの5年間

計画の目標

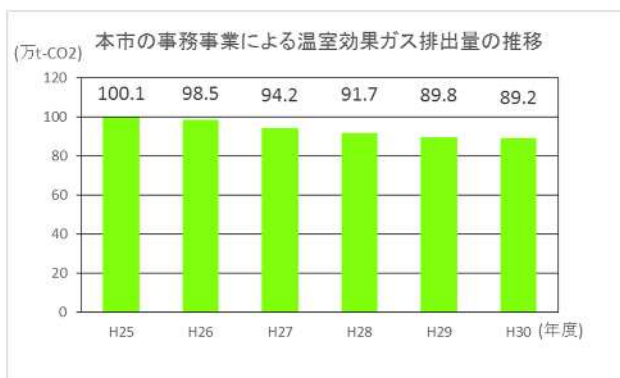
平成25年度比 8.4%削減 20.1%削減
(平成31年3月改定)

平成30年度実績

- ・ 排出量：89.2万トン-CO₂
- ・ 排出削減率：平成25年度比10.9%削減

(2) 主な取組み

平成30年度は、ESCO 事業の実施や LED 照明の導入等による公共施設の省エネ化、下水処理方式の変更による温室効果ガスの発生量低減のほか、電気事業者の排出係数の低下、下水消化ガス発電により間接的に温室効果ガス排出量を減らす取組み等により、平成25年度比10.9%の削減となり、目標を前倒しで達成しました。これを受けて、平成31年3月に計画目標の上積み改定を行いました。



所属別の温室効果ガス排出量と主な取組内容

区分	平成30年度実績値	「大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕」における各所属の主な取組
	排出量(万t-CO ₂) (削減率 平成25年度比)	
本市の事務事業	89.2 (- 10.9%)	
環境局 (一部事務組合含む)	48.2 (2.6%)	ごみ焼却量の減量化 ごみ焼却余熱を利用したごみ発電
建設局	18.7 (- 27.2%)	下水処理場における省エネルギー・省CO ₂ 化 下水処理場における水処理の方式変更 LED照明の導入推進 ESCO事業の実施 消化ガス発電施設の整備
水道局	8.1 (- 23.6%)	浄水場等における省エネルギー・省CO ₂ 化 太陽光発電、小水力発電の導入
教育委員会事務局	5.0 (- 7.4%)	学校における省エネルギー・省CO ₂ 化 学校の適正配置・統合 小中学校への新たな空調機器設置によるCO ₂ 排出量増加の抑制
経済戦略局	3.2 (- 13.5%)	スポーツ施設等における省エネルギー・省CO ₂ 化
福祉局	0.9 (- 35.7%)	弘濟院等の施設における省エネルギー・省CO ₂ 化 ESCO事業の実施
その他の部局	5.1 (- 19.0%)	職員による環境マネジメントの強化

四捨五入の関係で、本市の事務事業全体と各所属の内訳の合計が一致しない場合がある。

建設局 Top Commitment

道路、河川、下水道、公園という都市の重要なインフラを所管している建設局は、都市活動の利便性や安全・安心を支える一方、街の環境問題にも大きな影響を与えており、施設の新設・更新に当たっては、積極的に新たな技術を採用し、環境負荷の低減に努めていきます。

道路においては低騒音舗装やヒートアイランド対策としての保水性舗装等を進めるとともに、省エネルギー・省CO₂のため、道路照明灯などのLED化を積極的に進めていきます。

河川においては、水辺整備を進めるとともに、合流式下水道の改善対策により水質の向上を図ります。更に、水都大阪の特色である「水の回廊」全体の環境改善のため、大阪府や周辺市と連携を深め、寝屋川水系全体の水質改善を図っていきます。

下水道においては、設備の省エネルギー化を図るとともに、下水処理の過程で発生する汚泥をバイオマスとして有効利用します。すでに、汚泥処理で発生する消化ガスによる発電が順調に稼働していますが、今後も新技術を積極的に取り入れます。

公園については、「大阪市みどりのまちづくり条例」にもとづき、緑豊かでうるおいのある良好な都市環境の形成を図ることで市民の健康で快適な生活の確保に努めるとともに、緑化を推進することによるヒートアイランド現象の緩和や生物多様性への取り組み、省エネルギー効果の高い公園灯LED器具の設置など都市環境の改善を図り、花と緑あふれる快適なまちづくりを進めていきます。

教育委員会事務局 Top Commitment

環境問題、環境教育が注目を集める中、多くの学校を所管している教育委員会事務局としては、ヒートアイランド現象の緩和や省エネルギー化など、環境に配慮した取り組みが必要であると考えております。

ヒートアイランド現象に対しては、ほぼ全ての小・中学校において壁面緑化事業を実施するなど、自然を活かしつつ、緩和を図る事業を実施しています。また、増改築に併せて、高効率照明器具を設置・導入したり、防水改修を行う際にも、断熱性を有する素材を使用したりするなど、ハード整備にあたっては、より一層の省エネルギー化に努めています。今後とも、これらの事業を継続しながら、環境に配慮した学校づくりをめざします。

学校における環境教育では、幼児・児童・生徒が生活環境や地球環境を構成する一員として環境に対する人間の責任や役割を理解し、主体的に環境保全活動に取り組む態度を育成することが必要になります。そのために、地球環境保全、公害の防止、生物多様性保全、循環型社会の形成等を目的とした各校園における環境教育の充実を支援します。

第2節 循環型社会の形成



高度成長期以降の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、天然資源の枯渇や生態系の危機、温室効果ガスの排出による地球温暖化、海洋プラスチックごみ問題など多岐にわたる地球規模での環境問題を引き起こしており、問題の解決に向けては、ごみの発生そのものを抑制し、再利用・再生利用を促進する必要があります。

国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、環境・経済・社会の統合的向上や地域循環共生圏形成、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環など持続可能な社会の実現に向けた方向性が示されています。

本市においても、私たち一人ひとりがこれまでの生活のあり方を見直し、自主的・積極的にごみ減量・リサイクルに取り組むとともに、市民・事業者と大阪市とのより一層の連携により、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された持続可能な循環型社会の形成をめざします。

1 一般廃棄物対策

(1) ごみ処理(焼却)量の現況

大阪市では、平成28年3月に改定した一般廃棄物処理基本計画により「2025年度のごみ処理量：84万トン」とする減量目標を定め、これまでの減量施策に加え、市民・事業者・大阪市の連携のもと、更なるごみの発生抑制や再利用の取組み(2R)を進め、ごみ減量の流れを継続・発展させることとしております。

大阪市では、廃棄物等の発生抑制、再利用や再生利用の取組みを積極的に推進しており、平成30年度のごみ処理量は93万トンとなりました。

今後とも、高齢社会の進展など社会構造の変化や大規模災害時の対応も含め、安全かつ安定したごみの適正処理を着実に進めてまいります。

ごみ処理(焼却)量の推移

(単位：万トン)



(2) 主な取組み

一般廃棄物対策として、次の取組みを中心とした施策を進めてきました。今後もこうした取組みについて一層の推進を図ります。

一般廃棄物の減量・リサイクルの取組み循環型社会の形成に向け、大阪市では、排出指定制度、分別排出の促進をはじめ、次の取組みを行っています。

ア. ごみ減量の推進

(ア) 古紙・衣類分別収集

ごみの減量を図り、資源の有効利用を進めるため、新聞・段ボール・紙パック・雑誌・その他の紙・衣類について分別収集を実施しています。

平成 30 年度収集量

新聞（折込チラシ含む）3,672 トン、段ボール 6,715 トン、紙パック 72 トン、雑誌 1,243 トン、その他の紙 5,975 トン、衣類 2,240 トン

(イ) コミュニティ回収等の活性化

平成 26 年度から「コミュニティ回収（大阪府が実施している古紙・衣類分別収集を、地域活動協議会等の地域コミュニティが主体となり行うもの）」という手法を用いて、より一層の資源集団回収の促進を図っています。

コミュニティ回収活動団体に対しては、古紙・衣類回収の活動量に応じた支援を、資源集団回収活動団体に対しては、古紙回収の活動量に応じた支援を実施しています。

平成 30 年度 支援団体数

コミュニティ回収活動団体：75 団体

資源集団回収活動団体：2,807 団体

(ウ) 乾電池などの拠点回収

乾電池・蛍光灯管などの回収を促進するため、区役所等の本市公共施設に加え、スーパーマーケットなどの民間施設などに回収ボックスを設置しています。

平成 28 年 4 月からは環境事業センターにて水銀血圧計を、平成 29 年 2 月からは水銀温度計を受付回収しています。また、平成 30 年 10 月からは蛍光灯管の電話申し込みによる訪問回収を実施しています。

使用済小型家電については、平成 26 年 3 月から、区役所等の公共施設に回収ボックスを設置しています。なお、平成 29 年 4 月から平成 31 年 3 月までは、回収した小型家電由来の貴金属を用いて東京オリンピック・パラリンピックのメダルを作成する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加しました。また、令和元年 6 月から使用済小型家電回収の解体・分別の処理工程で、障がい者の雇用・就労機会の創出を図るため福祉施策との連携を実施しています。

平成 30 年度回収量：乾電池 89 トン、蛍光灯管 24 トン、インクカートリッジ 5 トン、使用済小型家電 21 トン

(イ) マタニティウェア・ベビー服・子ども服の回収及び展示・提供

使用期間が限定されている衣類のリユース（再利用）促進のため、環境事業センターにおいて受付回収を実施するとともに、電話申込みにより職員がご

家庭まで引取り回収を行っています。回収したマタニティウェア等は、環境事業センター市民啓発コーナー等に展示し、市民に無料で提供しています。

平成 30 年度回収量：23 トン

展示提供数：66,343 点

(オ) 古紙・衣類の持ち去り行為に関する規制

本市の収集のために排出された、または、地域において自主的に活動するコミュニティ回収活動等のために排出された古紙・衣類を対象として、廃棄物の減量と適正処理を促進する目的から、平成 29 年 4 月に「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」の一部改正を行い、古紙・衣類の持ち去り行為等を規制しています。なお、禁止行為に違反したものに対する指導、過料、氏名等公表等の規定については平成 29 年 10 月より施行しています。

イ. 事業者へのごみ減量指導

(ア) 排出事業者と協働した事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進

焼却工場に搬入されるごみに混入した産業廃棄物等の搬入不適物の排除を図るため、平成 21 年 4 月以降、焼却工場における搬入物チェックを強化し、産業廃棄物等が発見されれば、収集業者並びにごみを排出した事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行うなど、事業系廃棄物の適正区分・適正処理を推進しています。

(イ) 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止

事業者から排出される紙類をリサイクルルートに回す取組みを促進するため、平成 25 年 10 月から、資源化可能な紙類について焼却工場への搬入を禁止し、搬入物チェックにおいて、資源化可能な紙類が発見されれば、産業廃棄物と同様に搬入不適物として排出事業者等に対する啓発指導の取組みを推進しています。

(ウ) 特定建築物*の減量指導

特定建築物の所有者に対し、廃棄物管理責任者の選任及び減量計画書の提出を義務付け、それに基づき立入検査を行い、ごみ減量に向け助言・指導を行っています。

立入検査の結果、改善を要する場合は改善勧告を行い、正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該建築物名及び建物の所有者等の氏名を公表します。

また、当該建築物から排出される廃棄物の処理施設への搬入を拒否する場合があります。

平成 31 年度対象建築物：4,272 件

(I) 事業者のごみ減量に対する表彰制度

特定建築物のうち顕著な功績を上げている建築物に対し、「ごみ減量優良標」を年度ごとに贈呈したうえで、一定期間連続して「優良標」を受けた建築物に対し、「環境局長表彰」を実施しています。平成20年度からは「環境局長表彰」後も継続して優秀な取り組みを行っている建築物に対し、「市長表彰」を実施しています。

平成30年度市長表彰建築物：44件
平成30年度環境局長表彰建築物：34件
平成30年度ごみ減量優良標贈呈建築物：506件

(オ) 事業系ごみ減量セミナー開催

排出事業者に、ごみの減量・リサイクルについて理解を深めていただき、ごみ減量推進の取り組みを自主的に進めることができるように、事業系ごみ減量セミナーを開催しました。

平成30年度 開催回数：2回
(内1回は廃棄物管理責任者講習会と併催)
参加者数：2,549人

ウ. 普及啓発

(ア) ごみ減量・リサイクルの実践に向けた働きかけ ごみ減量市民セミナー等の開催

大阪市のごみ減量について考え、実践につなげる手立ての知識を深めるために、ごみ減量市民セミナーを開催しました。

平成30年度 開催回数：6回
参加者数：89名

「ごみ減量強化月間」の取り組み

10月の「ごみ減量強化月間」の取り組みとして、環境局が実施するイベントをはじめ、市内各所で「ごみ減量・リサイクル」に皆さんが取り組んでいただけるよう啓発活動を実施しました。

ごみとリサイクルの流れ見学会の実施
ごみ分別の必要性や大阪市のリサイクルの流れについての理解を深めていただくために、リサイクル施設などの見学会を開催しました。

平成30年度 開催回数：11回
参加者数：254名

大都市減量化・資源化共同キャンペーン
政令指定都市と東京23特別区が共同でポスターなどを作製し、毎年10月に一斉掲出しています。

区民まつりへの参加

各区の区民まつりに啓発コーナーを設置し、ご

み減量や3R(Reduce:ごみの発生抑制、Reuse:再使用、Recycle:再生利用)について啓発しています。

各種イベントにおけるごみ減量・リサイクルコーナーの運営

地域における各種イベントに参加し、地域の特性に応じた各種働きかけを行っています。

エコ・クッキング

調理材料を無駄にせず使い切ることをテーマに開催しています。

平成30年度 開催回数：11回 延べ232名参加

ごみ分別アプリ

平成27年4月から、ごみ分別検索や収集日カレンダーなど便利で分かりやすい機能を搭載したスマートフォン対応アプリを配信しています。



ホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000309005.html>

アプリのインストール

App StoreまたはGoogle Playから「さんあ〜る」で検索。

平成30年度アプリのアクセス数：1,231,859件

インターネットによる各種啓発活動

インターネットを効果的に活用し、環境局ホームページを通じて情報発信を行い、ごみ減量・リサイクルの取り組みへの理解を深めていただいています。

(イ) 食品ロス削減に向けた取り組み

家庭で取り組む「食品ロス」削減の推進

広報紙やホームページ等の広報媒体の活用や区民まつり等のイベントにおいて、家庭で簡単に

実践できる、食べきり、使いきり、水きりによる生ごみの「3きり」運動を推進し、手つかずの食品や食べ残しといったいわゆる「食品ロス」の削減を図る取組みを行っています。

フードドライブ

家庭で余った食品を福祉団体等へ無償譲渡するノウハウを有する事業者と令和元年6月に「フードドライブ連携実施にかかる協定」を締結して「フードドライブ」を進めています。

令和元年7月現在締結事業者：2事業者

食べ残しゼロ推進

平成29年11月から大阪市食べ残しゼロ推進店舗登録制度を設け、小盛りメニューの導入や食べ残し削減の啓発活動などに取り組む飲食店を「大阪市食べ残しゼロ推進店」として登録し、本市ホームページなどを活用して取組みを紹介しています。

また、平成29年12月に一般社団法人大阪外食産業協会、平成31年4月に株式会社京阪神エルマガジン社それぞれと「食べ残しゼロ」の推進に関する連携協定を締結し、食品廃棄物の減量に取り組んでいます。

「大阪市食べ残しゼロ推進店」登録店舗
令和元年7月現在：90店舗

(ウ)プラスチック資源循環の取組み

令和元年の「G20大阪サミット」及び「2025年大阪・関西万博」の開催地として、SDGs(持続可能な開発目標)先進都市をめざし、「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」による府市連携を基本とした取組みを進めてまいります。

「大阪エコバッグ運動」の推進

協定の締結・拡充等による「大阪エコバッグ運動」を推進しています。また、「大阪市におけるレジ袋削減に関する協定」に参加している事業者・市民団体とともに「お買い物にはマイバッグを!!」(啓発イベント)を開催しました。

平成30年度 開催回数：7回

みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト

地域・事業者との連携による新たなペットボトル回収・リサイクルシステム(みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト)に関する連携協定を締結しました。

国連環境計画(UNEP)、国際環境技術センター(IETC)との連携

国連環境計画(UNEP)、国際環境技術センター

(IETC)と連携し、プラスチック資源循環など環境分野における大阪市の取組みを世界に発信しています。

友好都市(上海市)と廃棄物分野の都市間協力

都市間協力による3Rと適正処理の確保を行っています。

大阪市「プラスチックごみ削減目標」

国の「プラスチック資源循環戦略」に合わせて令和元年5月に大阪市「プラスチックごみ削減目標」を策定しました。

エ. 廃棄物減量等推進員と連携したごみ減量・リサイクルの推進

地域における自主的なごみ減量・リサイクル活動を大阪市と連携・協働して推進するリーダーとして「大阪市廃棄物減量等推進員(愛称：ごみゼロリーダー)」を設置し、「ごみ減量アクションプラン」の普及啓発、資源集団回収活動やガレージセールなど3R活動の促進、分別収集への排出協力の啓発などの推進を図っています。

ガレージセールの開催

廃棄物減量等推進員と協働し、家庭で不用になった品物の有効活用を目的に開催しています。

平成30年度

開催回数：19回

出店数：1,844店

入場者数：47,691名

一般廃棄物の適正処理

ごみの円滑な処理体制を維持するために、ごみの減量推進とともに、焼却・破砕等の中間処理施設の整備を図っています。

ア. ごみの中間処理

ごみの焼却処理は、3Rを行ったのちのごみを減量・減容するとともに、衛生的に処理することができ、快適な生活環境の保持に貢献しています。

また、ごみ減量化と中間処理の過程におけるリサイクルを推進するため、大阪市域から発生する粗大ごみ等は破砕設備で処理を行い、金属回収を実施しています。

なお、焼却工場では、焼却処理による二次公害を防ぐため、ばいじん及びダイオキシン類*等排ガス対策、臭気対策、排水対策、騒音対策を行うとともに、工場の処理機能が十分に発揮できるよう、常に整備に留意し、公害防止に万全を期しています。

イ. 最終処分

北港処分地(夢洲)は大阪市の最終処分場です。貴重な最終処分空間を有効に活用するため、廃棄物

の減量・減容化を図るとともに、汚水対策・発生ガス対策・害虫対策・飛散防止対策など公害防止対策に取り組んでいます。(受入最終年度:令和7年度)

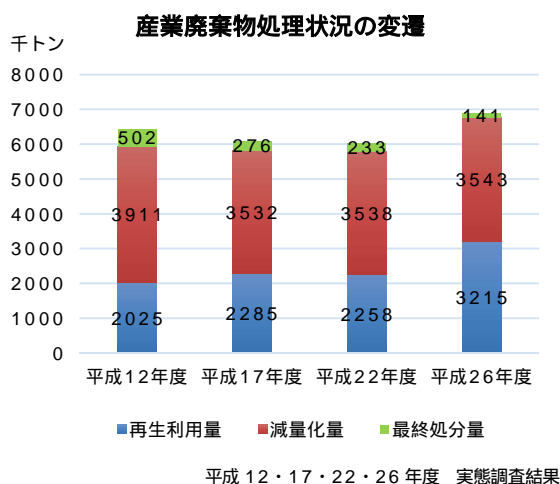
また、廃棄物の広域的処理の観点から、「広域臨海環境整備センター法」に基づいて進められている

2 産業廃棄物対策

(1) 産業廃棄物の現状

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち「廃棄物処理法」に定められた20種類のことを指します。

平成27年度に実施した排出実態調査の結果、平成26年度に大阪市から排出された産業廃棄物の処理状況は、全体で690万トン(公共施設を含む)であり、そのうち685万トン(99.3%)が中間処理され、331万トン(48.0%)の処理残さが生じ、354万トン(51.4%)が減量化されました。再生利用量は、直接再生利用される1.1万トンと処理後再生利用される320万トンを合わせた321万トンで、最終処分量は、直接最終処分される3.5万トンと処理後最終処分される11万トンを合わせた14万トンとなっています。



(2) 主な取組み

産業廃棄物対策として、次の取組みを中心とした施策を進めてきました。今後こうした取組みについて、一層の推進を図ります。

産業廃棄物対策

ア. 減量化・適正処理の推進

「廃棄物処理法」及び「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」に基づき、産業廃棄物の多量排出等の事業者や産業廃棄物処理業者に対して、立入調査の実施や処理状況の報告を求めるなど、規制・指導を行っています。

「大阪湾フェニックス計画」(174 地方公共団体、4 港湾管理者が出資 平成31年3月現在)に参画し、長期的展望に立った最終処分地の確保を図っています。(2期受入最終年度:令和14年度)

イ. 水銀廃棄物の処理対策

廃棄物処理法施行令の改正により、廃金属水銀等が新たに特別管理産業廃棄物に指定され、蛍光灯及び水銀使用ボタン型電池等の水銀使用製品産業廃棄物について処理基準が追加されたことから、事業者に対して適正処理に向けた周知・指導を行っています。

ウ. ポリ塩化ビフェニル(PCB)*廃棄物の適正処理

「大阪市 PCB 廃棄物処理計画」を策定し、市内に保管・届出されている PCB 廃棄物のほか、PCB 使用製品及び未届出の PCB 廃棄物については、掘り起こし調査を実施するなど、大阪市役所保管分も含めた市域内における PCB 廃棄物の処理期限内の早期適正処理に向けた取組みを進めています。

また、高濃度 PCB 廃棄物を処理する中間貯蔵・環境安全事業株式会社大阪 PCB 処理事業所の操業については、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会の大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会を通じて、適正処理の確保と情報公開に努めています。

エ. 有害使用済機器に係る規制指導

廃棄物処理法の改正により、有害使用済機器(雑品スクラップ)の保管の届出等、規制が強化されたため、事業者に対して適正処理に向けた周知・指導を行っています。

オ. 自動車リサイクル法に基づく規制指導

自動車リサイクル法に基づく解体業及び破砕業の許可など規制・指導を実施しています。

公共関与

市域が狭小で中小企業が多い大阪市では、産業廃棄物の処理が生活環境や産業活動に重大な支障をきたさないように、長期的、安定的な処理対策として一定の公共関与を行っています。

大阪湾広域臨海環境整備センター

廃棄物を広域的に処理するために、港湾に広域処理場を建設、運営する事業主体の組織法人である「大阪湾広域臨海環境整備センター」に、関係地方公共団体及び関係港湾管理者として出資を行っています。

第3節 快適な都市環境の確保



大阪市ではこれまでも環境汚染対策やヒートアイランド対策、緑化の推進など快適な都市環境づくりに関する施策を進めてきました。その結果、大阪市域の環境は大きく改善するなどの成果をあげており、今後もこうした快適な環境をつくるための施策を進めることにしています。また、風・水・緑などの活用や本市の特性に応じた生物多様性*の保全などに取り組み、水都再生と自然共生社会をめざしていくことにしています。

1 都市環境の創造

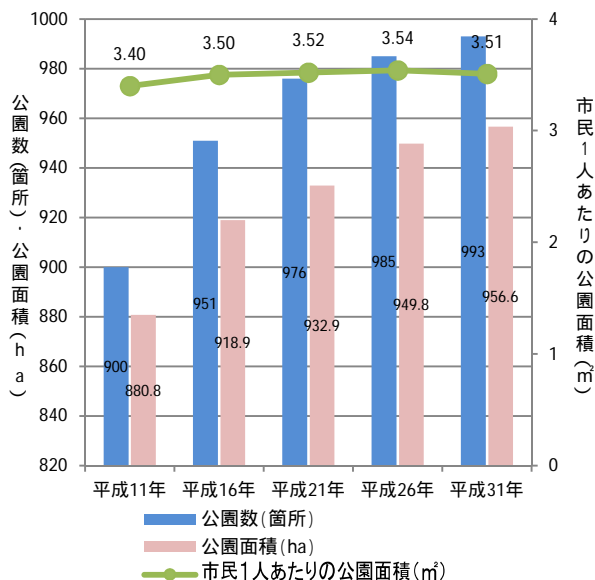
(1) 緑の現状

公園緑地は、うるおいある豊かな都市環境を形成する緑の拠点であり、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善に寄与しています。

また、災害時に避難場所になるとともに市民のレクリエーションとコミュニケーションの場、心身の健康増進の場として、重要な役割を果たすオープンスペースです。

平成31年4月現在 993 か所、956.6ha、市民1人あたりの公園面積 3.51m² に至るまで公園整備を実施しました。

公園数、公園面積、市民1人あたりの公園面積の推移



(注) 各年4月現在・市内の国営、府営公園を含めた数値

(2) 主な取組み

緑の保全や創出のほか、水辺空間の保全と創出、生物多様性の保全と持続可能な利用、まちの美化啓発などのため、次の取組みを中心とした施策を進めてきました。

緑の保全と創出

緑の保全と創出に取り組んでいくための新たな仕組みとして平成28年4月1日に施行した「大阪みどりのまちづくり条例」に基づき、本市、市民、事業者の連携及び協働により、みどりのまちづくりを総合的かつ計画的に推進していきます。

ア. 公園緑地の整備

公園整備については、「新・大阪市緑の基本計画」に基づき、市民の日常生活に密着した街区公園などの住区基幹公園の整備とともに、正蓮寺川公園など、大規模な都市基幹公園等の整備を進めています。

イ. 公共空間の緑化推進

公園や道路、公共施設の緑化を推進し、市民協働により花と緑あふれるまちづくりを推進しています。

ウ. 緑化ボランティアの育成

花と緑の美しいまちづくりを、地域ぐるみで推進していただくために、緑化ボランティアの育成に取り組んでいます。

水辺空間の保全と創造

古くから「水の都」として栄えてきた特徴を活かして、水辺空間の整備を進めています。

ア. 河川周辺の親水空間の創造



道頓堀川

淀川などにおける、公園緑地の創出、水辺環境づくりや、道頓堀川沿いの水辺の遊歩道など河川周辺において親水空間を整備しています。

イ．港湾地域の整備の促進

臨海部で、ウォーターフロントの特性を生かして、緑地や親水堤防等、多くの市民や港を訪れる人々が憩い、集える空間を整備しています。



コスモスクエア海浜緑地

ウ．下水の高度処理*水の活用

快適環境・リサイクル型社会の実現に貢献するため、下水処理水の有効利用を進めており、「せせらぎ」のある修景施設などに利用することで、美しい水辺空間を創造しています。



平野下水処理場内異水路

まちの美化啓発活動の推進

清潔で美しいまちづくりを推進するため、道路清掃をはじめ、不法投棄ごみの処理などの環境整備事業の充実に努めるとともに、ごみのポイ捨て防止や美しいまちづくりへの協力を呼びかけています。

ア．ポイ捨て防止キャンペーン

ポスターの掲出や美化啓発イベントの開催、既存イベントとのタイアップなどを通して、空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨て防止に重点を置いたキャンペーンを行っています。

イ．ノーポイモデルゾーン（ポイ捨て防止推進モデル地区）

「清潔保持推進区域（ノーポイモデルゾーン）」を全区に設定しています。

ウ．美化強化デー

毎月1日を美化強化デーと設定し、門前清掃の励行を図るとともに、各種団体等に斉清掃の取組み

を呼びかけています。

エ．「まち美化パートナー制度」の実施

大阪市廃棄物減量等推進審議会の答申を受けて、「まち美化パートナー制度」を実施しています。

大阪市が定めた公共スペースで大阪市と覚書を交わしたボランティア団体に、定期的に清掃や美化啓発活動を行ってもらうもので、大阪市は清掃用具の交付やボランティア保険の加入などを行うほか、活動を顕彰するまち美化パートナーサインを掲出しています。

オ．「大阪マラソン“クリーンUP”作戦」の実施

市民・事業者・行政が一体となって行う大阪市全域の斉清掃を毎年実施しています。平成23年度からは、大阪マラソンとタイアップし、「大阪マラソン“クリーンUP”作戦」として、7日間にわたり実施しています。

カ．清掃ボランティア活動の活性化

清掃用具の交付や、集めたごみの処理、長年地域で清掃活動をされている個人や団体等に対する表彰を行っています。

キ．ポイ捨て防止条例（正式名称：大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例）

市民、事業者、大阪市が協力して国際都市大阪にふさわしい美しいまちづくりを進める責務があることを明確にするとともに、空き缶等のポイ捨てと自動車の放棄を禁止し、自動販売機への回収容器の設置及び適正管理を義務付け、それぞれの違反者に対しては、勧告・命令を行った後、氏名公表や悪質な違反には刑罰法規の適用を要請することなどを規定しています。

路上喫煙対策事業

ア．大阪市路上喫煙の防止に関する条例

大阪市では、平成19年4月に、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、市民に、道路、広場、公園その他の公共の場所で他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある路上喫煙はしないよう努力義務を課しています。

イ．路上喫煙禁止地区の指定

条例に基づき、平成19年度に御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を、平成27年2月からは都島区京橋地域、平成31年2月からは中央区戎橋筋・心斎橋筋地域を「路上喫煙禁止地区」に指定し、「禁止地区」における条例の

違反者に対し、罰則（過料 1,000 円）を科しています。令和元年度中の北区 JR 大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域の「禁止地区」指定に向け、大阪府路上喫煙対策委員会に諮問中です。

過料件数：
御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺
(平成 19 年 10 月～平成 31 年 3 月)68,251 件
都島区京橋地域
(平成 27 年 2 月～平成 31 年 3 月)8,746 件
中央区戎橋筋・心斎橋筋地域
(平成 31 年 2 月～平成 31 年 3 月)49 件

ウ. たばこ市民マナー向上エリア制度
平成 20 年度から大阪市全域での取組みとして、市民、事業者の活動団体の自主的な活動と

行政の協働による「たばこ市民マナー向上エリア制度」を実施しています。

平成 30 年度参加団体： 75 団体

いわゆる「ごみ屋敷」対策

近年社会問題となっている「ごみ屋敷」対策について、平成 26 年 3 月に施行された「大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例」に基づき、区役所が中心となって関係局と連携の上、物品等の堆積により不良な状態となっている建物等や居住者に対して、対話・説得等のアプローチを重視しながら、調査、指導、勧告等を行い、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを推進します。

2 生物多様性の保全

(1) 生物多様性とは

地球上には 3,000 万種ともいわれる様々な生き物が存在していると考えられています。生き物はそれぞれに個性があり、つながりあって生きています。この生き物たちの豊かな「個性」と「つながり」を生物多様性といいます。

生物多様性には、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という 3 つの多様性があるとされています。

生態系の多様性

干潟、サンゴ礁、自然林や里山林、人工林、湿原、大小の河川等、世界各地には様々な自然環境があって、その環境に適応した様々な生態系が形成されていることをいいます。

種の多様性

様々な種類の生き物が生息・生育していることをいいます。現在、地球上には知られているものだけで 175 万種、未知のものを含めると 3,000 万種もの生き物が存在していると考えられています。

遺伝子の多様性

同じ種でも異なる遺伝子を持っているため、形や模様、生態等に多様な個性があることをいいます。

同じ種であっても、例えば、テントウムシは個体により色々な斑紋をもつこと、アサリの貝殻の模様は千差万別であること、ゲンジボタルは地域によって発光の周期が異なること等が挙げられます。

自然や生き物は、地球上の生命が生存する基盤となる酸素や土壌、水の循環を生み出すものであり、人類の生存にとって不可欠なものです。また、私たちのまちや暮らしは、食べ物や衣料、水などの恵みのほか、洪水の防止や気候の緩和、二酸化炭素の吸収など自然のおかげで保たれているバランス、自然や生き物との触れ合いから得られる楽しさや心の豊かさなど、自然や生き物から様々な恵みを受けることで成り立っています。

このように非常に大切な存在である自然や生き物が、人間の活動や地球環境の変化などによって減少し、生物多様性が危機に晒されることが懸念されています。

3 つの生物多様性

生態系の多様性

森林、河川、干潟など、いろいろなタイプの自然がある。



種の多様性

動植物や細菌など、いろいろな生きものがある。



遺伝子の多様性

同じ種でも異なる遺伝子を持つため、形や模様などの個性がある。



ナミテントウ (写真：中谷憲一)

(2) 主な取組み

誰もが心豊かで快適な生活を送ることができる都市環境を創造し、将来へ引き継いでいくためには、身近にある大切な自然環境や生き物の存在を再認識し、守り、創り出し、活用していくとともに、周辺地域や世界とのつながりにも目を向け、広い視野をもって生物多様性の保全に取り組んでいきます。

大阪市では「大阪市における生物多様性戦略のあり方について」平成30年1月に大阪市環境審議会から答申を受け、同年3月に本市の特性に応じた「大阪市生物多様性戦略」を策定し、同戦略に基づき、取組を実施していきます。

大阪市生物多様性戦略の推進

大阪市生物多様性戦略に基づき、新たな連携・協働の仕組みとして生物多様性の保全に向けたネットワーク会議(なにわ ECO スクエア)を創設し、市民をはじめ様々な主体と連携、協働しています。平成30年度は、4回の会議を開催しました。

そのほか、生物多様性の認知度向上などを目的に、5月に天王寺動物園との共催でイベントを実施し、11月にはSDGs市民社会ネットワークとの共催で、シンポジウムを開催しました。



大阪市生物多様性ロゴマーク

大阪生物多様性保全ネットワークの取組み

大阪府内における生物多様性の保全のため、行政、研究機関、NPOなどの相互連携を図る組織として、平成24年3月に、大阪生物多様性保全ネットワークが設立され、大阪市も加入しています。ネットワークでは、府内の生き物の現況把握や、希少種及び保護すべき環境についての考察、普及啓発イベントの企画・運営、情報発信などの取組みを行っています。

農事体験・講座

鶴見緑地内にある自然体験観察園の水田や畑において、農事(田植え等)体験や講座を実施しています。また住之江抽水所にある「せせらぎの里」で

は近隣の小学生を対象とした田植えや稲刈りの体験行事を実施しています。



「せせらぎの里」での農事体験の様子

生き物・植物調査の実施

身近なところでの自然豊かな場所で生き物や植物を市民とともに発見していくため、大阪城公園など市内12か所において生き物調査を実施しました。

また、平成30年度より市立小学校において児童と一緒に校内に生息・生育する生き物の調査を実施しています。平成30年度は30校で実施しました。



生き物調査の様子

外来生物の侵入・拡散防止

国が主催する近畿地方外来生物対策連絡会議に参加し、国や自治体が発見する外来生物の防除等に関する情報を共有しています。



ヒアリ

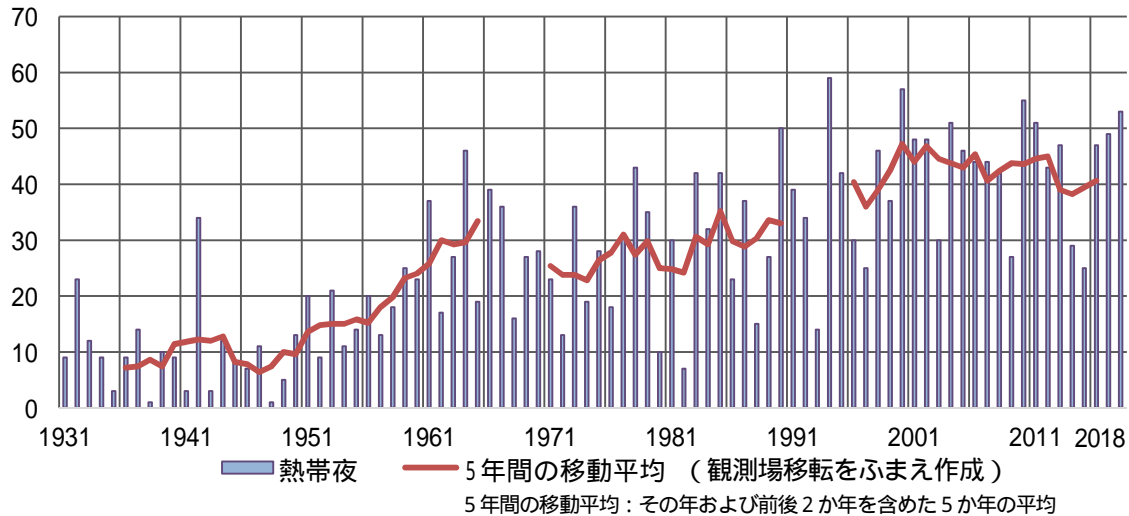
3 ヒートアイランド対策

(1) ヒートアイランド現象の現状

ヒートアイランド現象とは、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象です。道路や建物の蓄熱や放熱、エアコンや自動車からの排熱などにより気温上昇作用が増大することや、樹木や水面から水が蒸発するときの気温低下作用が減少することなどが原因と考えられています。

ヒートアイランド現象による都市の高温化を示す一つとして、熱帯夜日数（大阪管区気象台のデータ、日最低気温が25以上となった日数）を見ると増加傾向を示していましたが、2000年頃を境に傾向の転換が見られます。

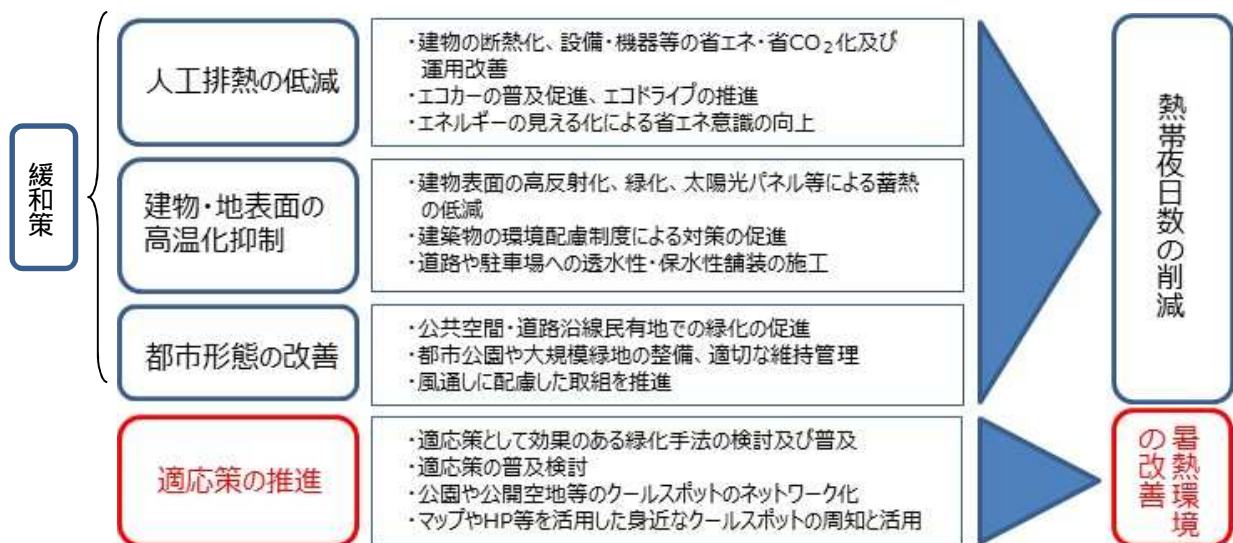
日数(日) **大阪市域における熱帯夜日数の経年変化(1931～2018)**



(2) 主な取組み

ヒートアイランド対策については、平成27年3月に大阪府とともにヒートアイランド対策の基本的な考え方や目標、取組内容を定めた「おおさかヒートアイランド対策推進計画」を策定しました。本計画に基づき、人工排熱の低減や建物・地表面の高

温化抑制等の取組みである「緩和策」の着実な推進に加えて、熱中症などの人の健康への影響等を軽減する取組みである「適応策」の推進を対策の基本的な考えとし、次の取組みを中心とした施策を進めていきます。



公共施設での緑のカーテン・カーペットづくり

区役所、学校などの公共施設において、ゴーヤやサツマイモなどを使ったヒートアイランド対策として、緑のカーテン・カーペットづくりに取り組んでいます。

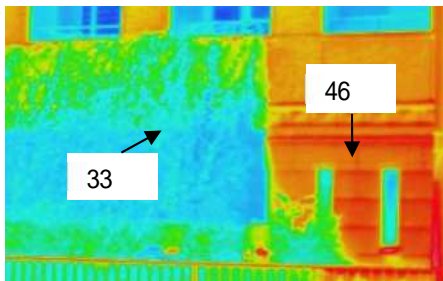
緑のカーテン・カーペットは、日差しによる建物の高温化を抑え、建物からの夜間の放熱を抑制する効果が期待できます。

また、室温の上昇を抑えることで、エアコンの使用時間を短くできるなど省エネルギー効果が期待できます。

平成30年度は各区役所、学校など358施設で実施しました。



緑のカーテン



緑のカーテンの熱画像

「大阪打ち水大作戦」の実施

ヒートアイランド対策の一環として、市内各所で市民、事業者との協働により、「大阪打ち水大作戦」を実施しています。

平成30年度 市民等との協働による実施 23件



「大阪打ち水大作戦」の様子

「風の道^{*}」の推進

ヒートアイランド現象の緩和には、大阪湾から吹く涼しい海風を都心部へ誘導することが効果的であることから、ヒートアイランド対策の一つとして、「風の道」を推進しています。

適応策の普及

ヒートアイランド現象による都市の気温上昇が熱中症といった健康被害を及ぼしており、それらの影響を抑制する対策が「適応策」と呼ばれています。

主に人をターゲットとした夏の昼間の暑熱環境（人の身体に影響を与える暑さ環境）を改善する取り組みについてリーフレットや講座などにより普及啓発を行っています。



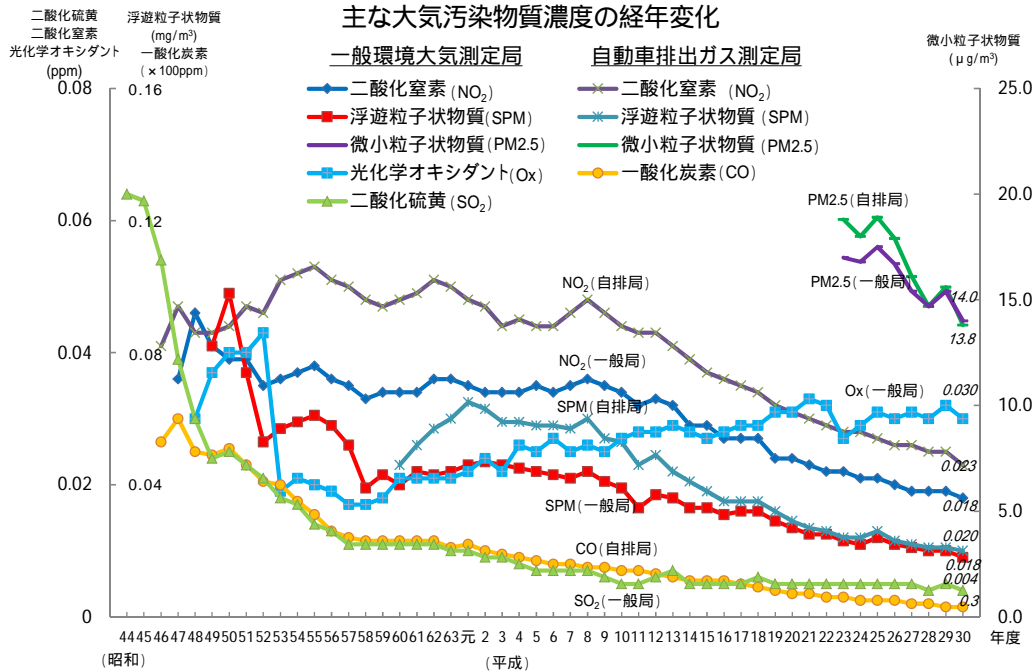
4 都市環境の保全と改善

1 大気環境

(1) 大気汚染の現状

大阪市では、市内 25 か所の大気汚染常時監視測定局で「大気汚染防止法」(以下「法」という。)第 22 条に基づく常時監視を行い、汚染状況

を把握しています。大気汚染の状況は、近年改善が進んでいます。



主な大気汚染物質の環境基準達成状況の経年変化

測定項目/年度		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
二酸化窒素* (NO ₂)	一般環境大気測定局	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13	13/13
	自動車排出ガス測定局	8/10	11/11	11/11	11/11	11/11	11/11	11/11	11/11	11/11	11/11
浮遊粒子状物質* (SPM)	一般環境大気測定局	12/12	14/14	0/14	14/14	14/14	14/14	14/14	14/14	14/14	14/14
	自動車排出ガス測定局	8/8	9/9	2/9	9/9	8/9	9/9	9/9	9/9	9/9	9/9
微小粒子状物質* (PM2.5)	一般環境大気測定局	---	---	0/1	0/5	0/7	0/7	0/7	5/7	3/7	5/7
	自動車排出ガス測定局	---	---	0/2	0/4	0/5	0/5	0/5	3/5	2/5	3/5
光化学オキシダント* (Ox)	一般環境大気測定局	0/13	0/13	0/13	0/13	0/13	0/13	0/13	0/13	0/13	0/13
二酸化硫黄* (SO ₂)	一般環境大気測定局	14/14	14/14	14/14	14/14	12/12	12/12	10/10	10/10	10/10	10/10
	自動車排出ガス測定局	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2	2/2
一酸化炭素* (CO)	自動車排出ガス測定局	5/5	5/5	5/5	5/5	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3

凡例: 達成
 非達成

(注) 円グラフの白色部分は環境基準(光化学オキシダントを除き長期的評価)達成の測定局の割合を示す。表中の数字は(環境基準達成局数)/(有効測定局数)を示す。

二酸化窒素（NO₂）

平成 30 年度の二酸化窒素濃度の市内平均値は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）0.018ppm、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）0.023ppm であり、一般局（全 13 局）自排局（全 11 局）で環境基準を達成しました。

浮遊粒子状物質（SPM）

平成 30 年度の浮遊粒子状物質濃度の市内平均値は、一般局 0.018mg/m³、自排局 0.020mg/m³ であり、一般局（全 14 局）自排局（全 9 局）で環境基準を達成しました。

微小粒子状物質（PM^{*}2.5）

平成 30 年度の微小粒子状物質濃度の市内平均値は 12.0～16.5 μg/m³ であり、一般局では 7 局中 5 局で、自排局では 5 局中 3 局で、環境基準を達成しました。

また、平成 30 年度は市内 2 地点で成分分析を実施し、その結果、2 地点とも窒素酸化物^{*}などのガス状の大気汚染物質が大気中で化学反応により粒子化した二次粒子が、全体質量の 7 割以上を占めています。

光化学オキシダント（Ox）

平成 30 年度の光化学オキシダント濃度の昼間の市内平均値は、一般局 0.030ppm であり、全局（13 局）で環境基準を達成しませんでした。また、平成 30 年度の光化学スモッグ発令状況は、大阪市域では予報が 7 回、注意報が 4 回（大阪府域では、予報 9 回、注意報 5 回）でした。なお、平成 11 年度以降は、市内において光化学スモッグによる被害の訴えはありません。光化学オキシダントの原因物質とされている窒素酸化物及び揮発性有機化合物の排出量については減少傾向にあります。

（ 2 ）主な大気汚染対策

工場など固定発生源対策

大気汚染物質を排出する工場・事業場に対して、法・「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（以下「府条例」という。）に基づき、6 月の「環境月間」や 12 月の「大気汚染防止推進月間」を中心に、定期的な立入検査による施設の斉監視を実施し、法・府条例の遵守状況や届出内容を確認し、規制基準の遵守徹底の指導などにより汚染物質の排出抑制を進めるとともに、環境保全意識の高揚を図るための啓発に努めています。

ア．窒素酸化物（NO_x）対策

法・府条例の規制基準に加え、大阪市独自の指導要領に基づく指導基準の遵守徹底及び、窒素酸化物

等の発生の少ない都市ガス・灯油等の軽質燃料の利用促進や低 NO_x 機器の普及促進を図るなど、窒素酸化物の排出抑制を進めています。

その結果、固定発生源からの窒素酸化物の排出量は減少傾向にあり、平成 28 年度は 2,093 トンとなっています。

イ．浮遊粒子状物質対策

浮遊粒子状物質には、ばいじん・粉じん等の一次粒子と揮発性有機化合物^{*}等のガス状物質が大気中で粒子化する二次粒子があり、大阪市では、法・府条例等に基づく規制指導を行うとともに、揮発性有機化合物等の排出抑制などを進めています。

また、微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、国における調査研究を注視しながら、当分の間、中央環境審議会答申に基づき、これまでの粒子状物質対策を進めていきます。

ウ．揮発性有機化合物対策（光化学オキシダント対策）

光化学オキシダント対策は、その原因物質とされている窒素酸化物に加え揮発性有機化合物を削減することが重要であり、大阪市では法・府条例等に基づく一定規模以上の塗装施設等への排出基準等の遵守指導や事業者の自主的取組等により排出抑制を図っており、窒素酸化物や揮発性有機化合物の排出量は減少傾向にあります。

エ．水銀対策

「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、平成 27 年 6 月に法が改正され、平成 30 年 4 月から施行されました。

大阪市では、水銀について、これまでも府条例に基づき廃棄物焼却炉等の固定発生源からの排出抑制を進めてきましたが、改正法により新たに届出対象となった「水銀排出施設」に対し、届出や法令遵守の指導を行っています。

エ．悪臭対策

悪臭は、人の嗅覚に直接作用し、その不快な臭いにより生活環境を損ない、主に感覚的・心理的な被害を与える感覚公害です。大阪市では、「悪臭防止法」に基づき、人の嗅覚を利用して臭いの強さを総合的に評価する「臭気指数」により、敷地境界等における規制基準の遵守等について指導を行っています。

オ．アスベスト^{*}対策

大阪市では、平成 17 年 12 月に「大阪市アスベスト対策基本方針」を策定し、本方針に基づき各種対策を推進しています。

ア. 解体等工事に伴うアスベスト飛散防止対策

解体等工事におけるアスベストの飛散防止対策については、法・府条例に基づき、届出指導及び、事前の立入検査、大気中のアスベスト濃度の現地分析の実施等により作業基準等の遵守状況の確認を行うなど飛散防止の徹底を図っています。

さらに、特定建設作業*等の届出受付時に、アスベストの有無に関する事前調査などの周知徹底や、労働基準監督署等の関係部署との連携による解体等工事の情報交換を行うとともに、解体等工事現場への一斉パトロールの実施などにより無届作業の未然防止を図っています。

イ. 解体等工事に伴い発生する廃棄物対策

アスベスト廃棄物の適正処理の確保のため、解体等の工事現場への立入調査のほか、排出事業者や産業廃棄物処理業者に対し、「廃棄物処理法」の遵守徹底の指導を行っています。

ウ. 市有施設対策

平成8年度までに建設された市設建築物を対象に、吹付けアスベスト等(1)の使用実態調査を平成17年度に実施しました。調査の結果、吹付けアスベスト等が露出し飛散のおそれがあるものなど対策の必要な施設について、「大阪市アスベスト対策基本方針」に基づき、除去等の対策工事を実施しました。これにより解体時等に対策を行う施設を除いて、吹付けアスベスト等の対策を完了しました。(2)

- | |
|--|
| <p>1 吹付けアスベスト等：吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けパーライト、吹付けひる石、折板裏打ち石綿断熱材</p> <p>2 囲い込みを行った施設などについては、今後も適切な維持管理を行います。</p> |
|--|

エ. 民間施設対策

未対策の民間施設については、対策の必要性を周知し、その推進に努めています。

また、民間建築物にある露出した吹付け材のアスベストの含有調査やアスベストを含有する露出した吹付け材の除去工事等に係る費用の補助に取り組んでいます。

オ. 健康対策

独立行政法人環境再生保全機構を実施主体として石綿健康被害救済制度が開始され、各区保健福祉センターにおいて受付窓口を設置しています。

また、平成30年度も引き続き環境省の石綿健康管理試行調査に参画し、石綿健康相談の実施を見据えた調査検討を行うとともに、健康被害の早期発見及び適切な受診を促しました。

カ. 相談窓口の開設・情報提供

環境や健康に関する相談窓口の設置のほか、大阪市ホームページにアスベストに関するサイトを設け、情報提供を図っています。

キ. 一般環境大気中のモニタリング

平成30年度の測定結果では、市内平均値は0.14本/リットルであり、すべての調査地点でWHO(世界保健機関)の環境保健クライテリア*で健康リスクが検出できないほど低いとされている濃度である1~10本/リットルに比べて、十分に低い値でした。

自動車交通環境対策

自動車交通環境対策としては、法で自動車単体からの排出ガスに係る許容限度が定められており、逐次、その強化が図られています。

また、自動車交通が集中する大都市圏では「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)」に基づく車種規制が適用されており、さらには府条例により大阪市を含む府域の37市町を発着する貨物車等を自動車NOx・PM法の車種規制適合車とする流入車規制が実施されています。

ア. 自動車からの窒素酸化物(NOx)排出量

大阪地域の自動車からのNOx排出量は各種施策の実施により削減され、平成28年度は3,060トンとなっています。

イ. 自動車排出ガス対策

大阪市では、道路管理者等の関係機関と連携しながら、自動車排出ガス対策として局地的施策及びエコカーの普及促進など広域的施策を推進しています。

(ア) 局地的施策

道路交通のボトルネックとなっている交差点や踏切などについて、交差点改良や連続立体交差化(阪急京都線・千里線:南方~上新庄(京都線)、柴島~吹田(千里線))の実施により交通流の円滑化を図っています。

交通渋滞等の原因である路上駐車に対しては、迷惑駐車防止について市民意識の向上を図るため「大阪市迷惑駐車の防止に関する条例」(平成6年)に基づき、啓発などを実施しています。

(イ) 広域的施策

グリーン配送の推進

大阪市に物品を納入する事業者に、輸配送に低

公害車や低排出ガス車などを使用する「グリーン配送」を義務付け、低公害車等への転換促進を図っています。

環境にやさしい交通をすすめるプロジェクト

港区の「環境にやさしい交通をすすめるプロジェクト」の事業として、公共交通機関利用についての啓発活動等を実施しています。

公共交通機関等の利用促進

鉄道、バス等公共交通機関の利便性の向上を図り、利用を促進するとともに、通勤・通学時や業務時の移動における不要不急の自動車使用の抑

制を進めています。

おおさか交通エコチャレンジ推進運動の実施

大阪府、堺市とともに、「大阪自動車環境対策推進会議」において、「おおさか交通エコチャレンジ推進運動」を推進し、平成28年度からは、環境に配慮した自動車利用を実践しようとする全ての事業者の取組みを支援するため、「おおさか交通エコチャレンジ宣言事業者登録」、「おおさか交通エコチャレンジ活動支援」、「表彰チャレンジ支援」を実施しています。

2 水環境

(1) 大阪市水環境計画

大阪市では、平成23年3月に改訂した「大阪市水環境計画」に基づき、市民が満足できる良好な水環境の創出に向けた各種施策を推進しています。

計画では、わかりやすい指標を取り入れ、河川等の現状について情報提供することや「市民との協働」

を重点的な取組みとすることが示されています。計画に基づき、平成23年度に「水環境協働推進会議」を立ち上げ、地域の市民団体や区役所、関連部局が連携しながら、水辺教室や出前講座など、水環境に関する市民参加型イベントを開催しています。



「楽しい水辺教室」の様子
(投網体験)



「楽しい水辺教室」の様子
(地曳網体験)



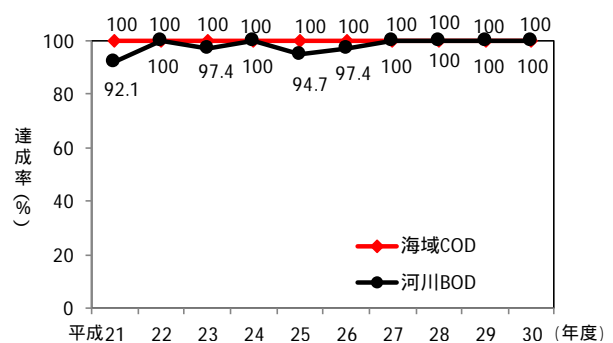
「出前講座」の様子
(パックテストで水質調査)

(2) 水環境の現状

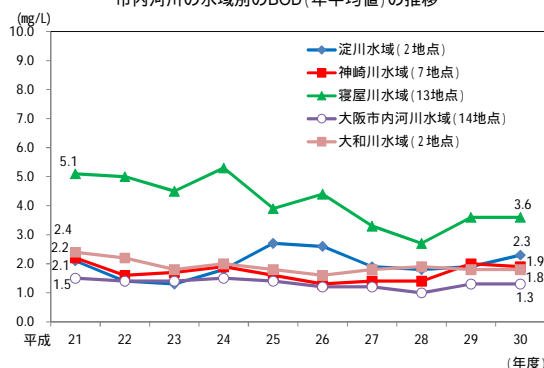
水質汚濁の状況

大阪市では、「水質汚濁防止法」に基づき、公共用水域の水質定点調査を実施し、環境基準達成状況などを把握しています。近年、水質改善が進んでおり、平成30年度の河川、海域におけるBOD* (またはCOD*)はすべての地点で環境基準を達成しています。

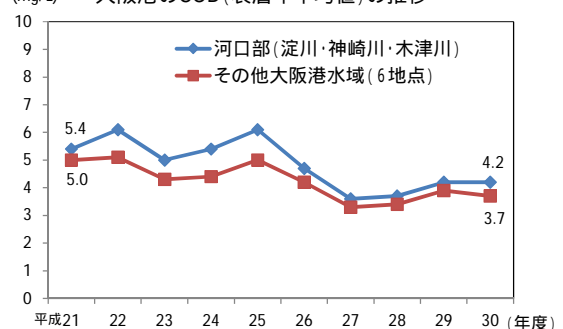
河川のBOD及び海域のCODの環境基準達成率の推移



市内河川の水域別のBOD(年平均値)の推移



大阪港のCOD(表層年平均値)の推移



河川等の生物調査

大阪市の河川には水質改善とともに、多くの魚類の生息が確認されています。

平成 29 年度に河川で実施した魚類生息状況調査では、メダカやドジョウ、ニホンウナギなどの絶滅危惧種を含め、在来種 46 種が確認されました。また、平成 25 年度に河川及び海域で実施した底生生物(貝類や甲殻類等)調査では、ハクセンシオマネキ(カニの仲間)やカワニナの仲間などの絶滅危惧種を含め、148 種類の底生生物が確認されました。

(3) 主な水質保全対策

大阪市では、河川及び海域の水質汚濁を改善するため、下水道整備を進めるとともに、工場等の排水規制や発生源監視の強化、河川・海域の浚渫*等を行い、公共用水域に排出される汚濁負荷量の削減を図ってきました。その結果、市内の河川及び海域の水質汚濁はかなり改善されています。

下水道整備

「水質保全対策」の事業としては、合流式下水道*の改善と高度処理の導入を推進しています。

大阪市の下水道は、普及率がほぼ 100%に達していますが、そのほとんどが合流式下水道となっています。合流式下水道では、雨の強さが一定の水準を超えると、雨水とともに汚れの一部やごみ

等が河川などに直接放流され、水質汚濁の原因の一つになっています。この問題に対して、平成 14 年度から「合流式下水道の緊急改善対策」を推進し、改善を図っています。

高度処理については、主に浮遊物質*(SS)除去を目的とした急速ろ過池、リン除去を目的とした嫌気好気法*(AO法)、窒素除去を目的としたステップ流入式多段硝化脱窒法*等の導入を進めています。

工場排水規制

ア. 公共用水域へ排水する事業場

大阪湾の水環境の改善を推進するため、公共用水域へ排水する事業場に対して、「水質汚濁防止法」等に基づく立入調査を行い、汚濁負荷量の削減について指導しています。

イ. 公共下水道へ排水する事業場

公共下水道へ排水する事業場に対して立入調査を行い、下水道への排除基準を遵守するための除害施設(汚水処理施設)について、維持管理の徹底や施設の改善等を指導しています。

また、有害物質を使用する事業場等に重点的な立入指導を行うとともに、規制強化された亜鉛や、ふっ素、ほう素等の排水処理が困難な物質への対策についても指導に努めています。

3 地盤環境

(1) 地盤沈下

地盤沈下の現状

地盤沈下は、地下水の過剰な汲み上げにより地下水位が低下し、地層が収縮することや、軟弱層の自然沈下等により、地表面が徐々に広範囲にわたって沈下していく現象です。地盤は一度沈下すると、ほとんど回復しないことから、未然防止が重要です。

大阪市では、かつて戦後の産業活動の活発化に伴う工業用の地下水や冷房用の地下水の過剰採取により、地盤沈下が進行しましたが、法令等の地下水採取規制により、地盤沈下は昭和 38 年以降、沈静化しています。

地盤沈下対策

大阪市では、地盤沈下の原因究明と観測体制の整備に努め、工業用水道の敷設などの対策を進めてきました。

現在、地下水については、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び府条

例により、工業用、建築物用の地下水の採取が規制されています。大阪市では、これらの法令等による規制とともに、関係自治体による「阪神地区地盤沈下調査連絡協議会」に参画し、水準測量の実施などの情報交換に努めています。

(2) 地下水・土壌汚染

地下水・土壌汚染については、工場跡地の再開発等に伴い調査が行われ、汚染が判明する事例が増えています。

地下水・土壌汚染の現状

地下水は、一度汚染されると汚染の浄化が難しいことから、未然に防止することが重要です。

大阪市では、「水質汚濁防止法」の規定に基づく「水質測定計画」により、概況調査及び継続監視調査を行っています。

平成 30 年度の概況調査では、調査した全 5 地点で環境基準を達成しています。

また、土壌汚染については、平成 30 年度に報

告書等の提出があった土壌調査 52 件のうち指定基準を超過する物質が検出された事例は 48 件となっています。基準超過があった土地については、「土壌汚染対策法」・府条例に基づき区域指定すること等で、健康被害が生じないよう適切に管理されています。

地下水・土壌汚染対策

ア．地下水汚染対策

「水質汚濁防止法」に基づく地下水汚染の未然防止に努めるとともに、大阪市の関係部局と連携して、地下水汚染の情報の交換に努めています。

イ．土壌汚染対策

(ア) 土壌汚染対策法・府条例に基づく規制・指導

土壌汚染による市民の健康被害の防止のため、「土壌汚染対策法」・府条例に基づく規制・指導を行っています。

(イ) 自主的な土壌調査に対する指導

「土壌汚染対策法」・府条例の規制を受けない土地の自主的な土壌調査、対策に対しても、「土壌汚染対策法」・府条例に準じた指導を行っています。

(ウ) 情報の収集・提供等

土地履歴や有害物質取り扱い情報など土壌汚染情報を収集、整理、保存し、適切に提供するように努めています。

(エ) 土壌汚染に係る普及・啓発等

土壌汚染対策においては、調査や対策の実施だけでなく、汚染状況や講じる対策の内容について公表・説明することで、市民の不安を解消することが重要です。大阪市では、土壌汚染が明らかとなった場合、周辺住民等に対して、その状況や対策について説明するよう事業者に指導しているほか、各種セミナー等において、大阪市の土壌汚染の状況などについて、講演等を行っています。

4 化学物質

(1) 事業者による自主的な化学物質管理の促進

化学物質を取り扱う事業者のうち、一定の業種や要件(従業員数、取扱量等)に該当する事業者には、対象となる化学物質の環境への排出量・事業者による自主的な管理等について、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR 法)」や府条例に基づく届出が義務付けられています。

大阪市では、こうした届出の受付に加え、本市ホームページを活用した市域内の化学物質排出量の公表や啓発の実施などにより、市民や事業者の方に化学物質についての関心を高めていただくとともに、事業者の自主管理や、化学物質に関する市民の理解の促進を図るなど、環境への排出抑制を進めています。

なお、大阪市域における平成 29 年度の化学物質の PRTR 法等に基づく届出排出量は 1,800 トンとなっており、そのうち、1,440 トン(80%)を揮発性有機化合物が占めています。

(2) 有害化学物質対策

有害大気汚染物質の環境モニタリング

大阪市では、法等に基づき、健康リスクがある程度高いと考えられる 22 物質について環境モニタリングを行っています。

そのうちベンゼンなどの 4 物質には環境基準が設定されており、またアクリロニトリルなどの 9 物質には健康リスクの低減を図るための指針値が設定されていますが、平成 30 年度はすべての調査地点でこれらを下回りました。

有害大気汚染物質対策

法ではベンゼン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンの 3 物質を「指定物質」とし、排出施設及び抑制基準が設定されており、大阪市では事業者に対し基準を遵守するよう指導しています。

また、府条例では、人に対する発がん性や毒性の見地から 23 物質が有害物質として規制されています。

そのうち発がん性のあるクロロエチレンなどの 6 物質については、設備・構造基準が、また毒性が強いカドミウムなどの 17 物質については、排出口基準が適用され、これらの基準遵守についても指導を行っています。

(3) ダイオキシン類

ダイオキシン類調査

ア. 一般環境調査

大阪市では、「ダイオキシン類対策特別措置法」第26条に基づき、大気、水質、底質、地下水質及び土壌について、ダイオキシン類濃度の調査を行っています。

平成30年度は、大気、水質(水底の底質を含む)及び土壌について、全ての調査地点で環境基準を達成しました。

平成12年度からの市内平均濃度の経年変化については、次のとおりです。

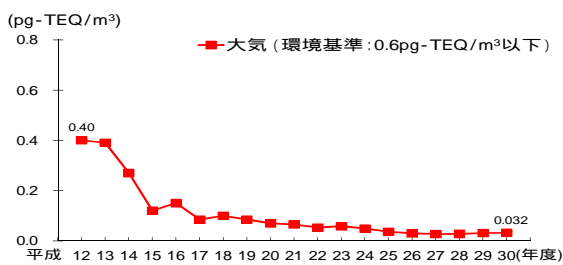
大気：平成30年度は、平成12年度の8%に相当する濃度まで低下しています。

水質：河川は、長期的にみると、緩やかな改善傾向にあります。

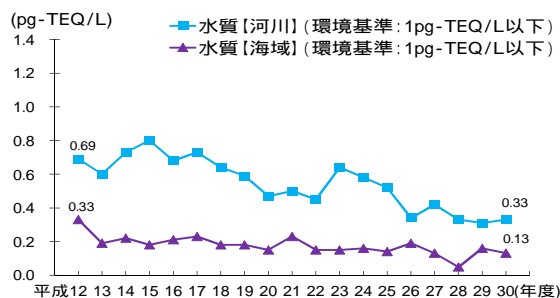
底質：河川は平成16年度をピークとして改善傾向にあり、海域は平成15年度以降、ほぼ横ばいの傾向にあります。

ダイオキシン類濃度(市内平均値)の経年変化

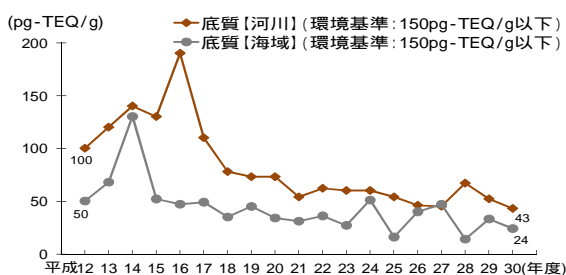
1. 大気



2. 水質



3. 底質



イ. 水道水調査

水道水中のダイオキシン類については、最大見積濃度で0.0056pg-TEQ/L未満(平成30年度)と、水道の要検討項目の目標値1pg-TEQ/L(暫定)を大きく下回っています。

ダイオキシン類対策

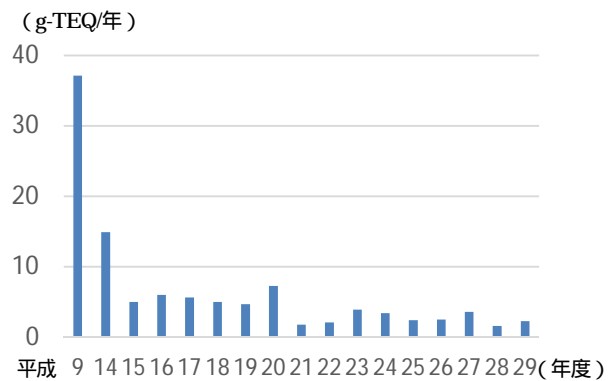
大阪市では、「ダイオキシン類対策特別措置法」や「大阪市ダイオキシン類対策指導指針」に基づき、廃棄物焼却炉等の設置者に対して、排出基準及び施設の構造・維持管理基準の遵守徹底を指導しています。

ア. 設置者による測定

「ダイオキシン類対策特別措置法」第28条により、廃棄物焼却炉等の排出ガス、排水、ばいじん、燃え殻等の基準が適用される特定施設については、設置者がそれらの濃度を測定することが義務付けられており、平成30年度中に設置者により実施された測定の結果は、全て基準に適合していました。

なお、大阪市の特定施設等から大気中に排出されるダイオキシン類の量は2.3g-TEQ/年(平成29年度)と推定され、規制が開始された平成9年度に比べおよそ94%減少しています。

市域におけるダイオキシン類の排出量の推移



イ. 底質ダイオキシン類浄化対策

港湾区域(河川・港湾重複7区域)における平成15~17年度にかけての調査の結果から、汚染範囲約56ha、純汚染量(底質)約93万m³、環境基準超過範囲は160~7,200pg-TEQ/gと確認されています。現在まで当該範囲においてダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準超過は確認されておらず、ただちに影響が生じるものではありませんが、適切な浄化対策を推進するため、平成17年度に学識経験者で構成される「大阪市底質対策技術検討会」で浄化対策方針を策定し、この方針に基

つき平成18年度から浄化対策に取り組んでいます。なお、平成22年度の浄化対策の事前調査において、大正区福町堀の一部で国の暫定除去基準を超過するPCBが検出されたことから、「大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会」の検討結果を踏まえた取組みを進めています。

河川の底質ダイオキシン類についても、河川整備事業に併せて浚渫を行うなど、浄化対策に取り組んでいます。また、大阪府との連携のもと、市内河川における汚染範囲等の調査や「大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会」の検討結果を踏まえた取組みを進めています。

5 騒音・振動

(1) 騒音・振動の現状

騒音・振動は、日常生活に直接影響するため苦情が発生しやすく、その発生源は、工場・事業場の機械、建設工事、カラオケ営業や自動車など広範に及んでいます。

大阪市では、道路（高速自動車国道、一般国道、府道、4車線以上の市道、及び自動車専用道路）に面する地域において、騒音測定を定期的を実施し、沿道における住居の環境基準達成状況を把握しています（自動車騒音常時監視）。平成29年度の大阪市域における環境基準達成率は、94.5%となっています。

その他、新幹線鉄道騒音や航空機騒音についても測定を実施し、環境基準の達成状況を把握しています。

(2) 騒音・振動対策

大阪市では「騒音規制法」、「振動規制法」や府条例により、工場・事業場の騒音・振動に対する規制指導を行っています。法令に基づく届出により苦情発生未然防止を図り、苦情が発生した場合は、立入検査を実施し、指導を行います。なお、建設作業に伴い発生する騒音・振動は一過性とはいえ、日常生活に大きな影響を与えることがあるため、規制指導の対象となる特定建設作業については、届出時に啓発指導を行うとともに、パトロールの実施や講習会の開催等による苦情の未然防止に努めています。

また、自動車騒音等については、沿道地域における改善を図るため、関係機関と連携しながら、低騒音舗装の施工、遮音壁の設置など種々の対策を進めています。

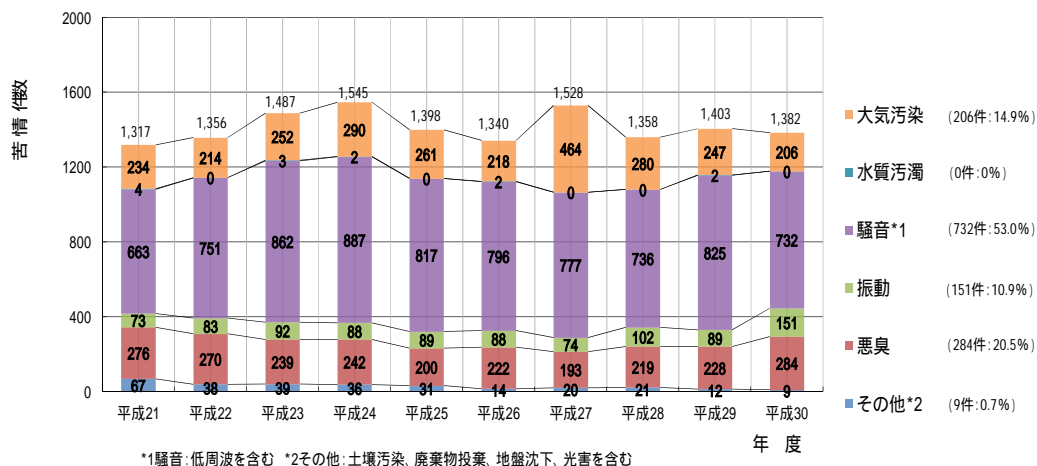
6 公害苦情の処理

大阪市では、各区役所等で公害苦情の相談に応じるとともに、市内5か所の環境局環境保全監視グループが発生源の規制、指導を行うことによりその解決を図り、生活環境の保全に努めています。

平成30年度中に市民から各区役所及び環境局な

どへ寄せられた苦情件数は1,382件（前年度に比べて1%減少）であり、最も多い苦情は騒音に関するもので、苦情全体の53%を占めています。これらのうち直接解決したものは1,242件で解決率は90%になっています。

公害苦情の種類別件数の推移



7 公害健康被害の救済等

(1) 公害健康被害の補償等の実施

昭和63年3月1日「公害健康被害の補償等に関する法律」の改正法施行にともない、大阪市では既存の被認定者に対して補償給付及び公害保健福祉事業を実施しています。

既存の被認定者に対する補償

ア．認定更新等

「公害健康被害の補償等に関する法律」の改正法施行前に申請を行い、認定を受けている者を対象に、認定の更新、障害の程度等について、公害健康被害認定審査会の意見を聴いて市長が決定しています。

平成30年度末現在 認定者数 5,505名

イ．補償給付

被認定者及びその遺族に対し、補償給付（療養の給付、療養手当、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭料）を行っています。

平成30年度補償給付額 7,794百万円

公害保健福祉事業

ア．リハビリテーション事業

医師、保健師などによる機能回復の実技指導を含めた指定疾病に関する知識の普及や運動療法を行っています。

平成30年度 8回実施 57名参加

イ．転地療養事業

空気の清浄な自然環境において保養させるとともに、療養生活上の指導などを行っています。

平成30年度
大阪府北部地震により中止

ウ．家庭療養用具貸与事業

症状の程度から必要度の高い特級及び1級の在宅療養者に対し空気清浄機などを貸与し、療養効果の促進を図っています。

平成30年度 貸与0件

エ．家庭療養指導事業

各区保健福祉センターの保健師が被認定者に面接や家庭訪問を行い、病状回復を図るための療養指

導を行っています。

平成30年度 面接指導数 延べ243名
家庭訪問指導数 延べ258名

オ．インフルエンザ予防接種自己負担費用助成事業
被認定者のうち、インフルエンザに係る予防接種において、被認定者の負担となる費用を助成しています。

平成30年度助成数 2,310名

(2) 健康被害予防事業の実施

大気汚染の影響による健康被害を予防するため、健康相談事業や健康診査事業、機能訓練事業等を実施しています。

健康相談事業

ぜん息教室、親と子の健康回復教室、乳幼児アトピー・ぜん息相談

気管支ぜん息児童等とその保護者を対象として、疾患に関する理解を深めていただくよう、適切な助言・指導を行っています。

平成30年度 10回実施 264名参加

呼吸器講演会

呼吸器疾患に関する相談に応じ、呼吸器の専門医による講話、理学療法士等によるリハビリ指導を行っています。

平成30年度 5回実施 315名参加

健康診査事業

アレルギー素因のある幼児を対象に、ぜん息に関する問診や、保健指導を実施し、気管支ぜん息の発症の未然防止を図っています。

平成30年度 6回実施 7名参加

機能訓練事業

気管支ぜん息児童を対象に、療育上有効な機能回復訓練を行っています。

平成30年度
・健康回復セミナー 1回実施 8名参加
(小学校3~6年生)
・ぜん息児水泳教室 前半・後半の2クラス
1クール 10回コース 55名参加

(3) 健康影響調査

大阪市では、国の広域的、統一的な調査に協力しています。

「環境保健サーベイランス調査」

大気汚染と健康影響との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講じる環境保健サーベイランスシステムを構築するための調査を実施しています。

平成 30 年度
西淀川区及び淀川区
回答者数 1,658 名 (3 歳児)
1,723 名 (6 歳児)

福祉局 Top Commitment

社会福祉、社会保障に関する事務事業を担当している福祉局では、高齢者、障がい者のための各種施設や、生活困窮者への支援、生活保護事務、国民健康保険、介護保険等の事業を実施しています。

高齢者や障がい者に関する多くの施設を所管しており、照明・OA 機器の使用や空調設備の運転などにより、電気や都市ガスなどの多くのエネルギーを使用しているところです。このため、適正な冷暖房の温度設定、業務に影響のない範囲での減灯、LED 照明の導入、冷温水発生器や空調機のスケジュール運転時間の緻密な調整及び施設運営に影響のない範囲での床暖房設備の使用抑制等により、温室効果ガス排出量の削減に努めています。

また、効果的な施設の運用や「庁内環境管理計画」を推進し、環境負荷の低減に取り組んでまいります。

経済戦略局 Top Commitment

環境問題が地球規模に拡大する中、低炭素社会の実現と大阪経済の持続的な発展の両立が今後の重要な課題の一つとなっており、当局ではそれらの両立に向けて取組みを着実に推進してまいりたいと考えております。

低炭素社会の実現に向けては、ESCO 事業によるスポーツ関連施設の省エネルギー改修を図っており、今後も局所管施設における省エネルギー化に向けた取組みを進めてまいります。

また、低炭素社会における大阪経済の持続的な発展に向けては、市内企業を対象として、省エネルギー化に関する相談の取組みを実施するとともに、先進的な技術開発の支援や、環境ビジネスや環境経営に取り組む企業・団体の紹介などにより、環境関連産業の振興を図るほか、特区制度を活用して新エネルギー関連企業の集積等に努めるなど、今後も企業の省エネルギー化と環境関連産業の振興を図り、大阪経済の持続的な発展を支援してまいります。